

令和7年度 高知県内の児童相談所が受け付けた児童相談の状況等について【概要】

1 全体の状況

- 令和7年度に児童相談所（中央児童相談所、幡多児童相談所）が受け付けた相談件数は1,595件と、前年度より117件減少（前年度比93.2%）。
- 平成28年度以降で最も少ない相談件数となった。

2 相談種別の状況

- 「養護相談」は816件と、前年度より46件減少（前年度比94.7%）し、このうち「児童虐待通告・相談件数」は537件と、前年度より40件減少（同93.1%）した。
- 「障害相談」は646件と前年度より88件減少（前年度比88.0%）。
- 「非行相談」は85件と前年度より6件増加（同107.6%）。
- 「育成相談」及び「保健・その他の相談」は合わせて48件と前年度より11件増加（同129.7%）。

3 虐待相談の状況

- 養護相談のうち「児童虐待通告・相談件数」は537件と、養護相談全体の65.8%を占めている。このうち年度内に「虐待と認定して対応した件数」は378件と、前年度より42件減少（前年度比90.0%）。
- 「虐待の種別」では、心理的虐待が最も多く226件（構成比59.8%）、次に身体的虐待101件（同26.7%）、ネグレクト43件（同11.4%）。
- 「被虐待児の年齢別構成」では、小学生が147件と全体の38.9%となっており、次いで0歳～学齢前までが117件（構成比31.0%）と、小学生以下が全体の69.8%を占めている。
- 「主たる虐待者」は、両親が最も多く148件（構成比39.2%）、次いで実母が112件（同29.6%）、実父が84件（同22.2%）など。
- 「児童相談所への通告経路」は、警察等が最も多く267件（構成比49.7%）、近隣・知人84件（同15.6%）、家族・親戚69件（同12.8%）、市町村機関28件（同5.2%）、学校等24件（同4.5%）、医療機関11件（同2.0%）、県機関11件（同2.0%）など。
- 「一時保護を開始した件数」は406件と、前年度より33件増加（前年度比108.8%）し、このうち虐待による一時保護は207件と、前年度より67件増加（同147.9%）している。